



て、対象経費として三十品目だけ認められ、その物品や医療費等の項目ごとに申請並びに実績報告が必要とされた手続を不要とし、全壊世帯に百万円、これまで支給対象外であった大規模半壊世帯に五十万円を罹災証明書ベースで一括支給することとしております。

また、これまでの居住関係経費については、対象経費ごとに実費支給するのではなく、居住する住宅の再建の方法に応じて定額を支給することとし、居住する住宅を建設または購入する世帯については二百万円、補修する世帯については百万円、民間住宅を賃借する世帯については五十万円を支給することとしております。この改正によって、全壊で補修による再建を選択した世帯に対しても支援金が支給されることになります。

次に、支援金の支給対象要件については、年齢・年収要件を撤廃することとし、被災者間の不公平感を是正するものとしております。

第三に、住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ない事由により住宅の解体に至った世帯を支援の対象として追加することとしております。

第四に、この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとし、公布日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給についても適用することとしております。

また、平成十九年能登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県中越沖地震による自然災害、平成十九年台風第十一号及び前線による自然災害、または平成十九年台風第十二号による自然災害につきましては、公布日以後に申請を行つた場合の支援金の支給は、改正後の支援金の支給制度によることとしております。

以上が、本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

○鈴木委員長

これにて趣旨の説明は終わりまし

た。

この際、本案に対し、発言の申し出がありますので、順次これを許します。佐田玄一郎君。

○佐田委員 私は、自由民主党・無所属会を代表いたしまして、ただいま議題となつております被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案について賛成の立場から発言を行うものであります。

現行の被災者生活再建支援法は、平成十年に議員立法により制定され、平成十六年には居住安定支援制度が創設されて、居住関係経費に最高で二百万円が支給されることとなりましたが、支給要件の複雑さや手続の煩雑さ等のために、居住関係経費の支給率が約三割にとどまっています。

これらの問題点を解決するため、与党と民主党から改正案が提出され、このたび一本化されて、今国会で成立する運びとなりました。

本案では、使途を限定せず、住宅の再建の方法に応じて定額を支給することで、被災者の生活再建の実態に即した制度に改善され、手続も簡素化されることになり、大いに評価できるものになつております。

また、年齢要件、年収要件を撤廃することで、被災者間の不公平感も解消されることとなつております。

特に、年収要件につきましては、与党案では八百万円としておりましたが、本案では、見舞い金的な形でお渡しする支援金を收入で区別することなく、収入要件を撤廃することで、被災により収入が減少するなど真に支援が必要な被災者に対して、実態に即した支給をすることにしております。

さらに、家族にもさまざまな形態があるた

め、所得を合算すると八百万円を超えてしまうという場合があり、収入要件の撤廃は、こうしたことにも対応するものであります。

また、本年発生した能登半島地震、新潟県中越沖地震等四つの災害については、公布日以後に申請を行つた被災者については新制度による支援金を支給することとされております。

ありがとうございました。(拍手)

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし

請が出されていないこと、本年三月からの政府の

検討会での制度の見直し開始以後に発生した災害の運用が、大幅に改善される見通しです。これまで事細かに限定されてきた支援金の使途制限が一切撤廃され、煩雑な事務処理の負担も相当程度軽減されることが想定されます。また、支給に係る

本法案が、真に被災者の生活を第一に考えたものである、その迅速な生活再建に資することになることを確信し、私の発言といたします。(拍手)

○西村(智)委員 民主党的な西村智奈美でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案につきまして、意見の表明をいたします。

民主党は、現行の被災者生活再建支援法について、従来認められていました住宅本体部分への支援金適用を可能とすべきであるとの主張を述べ、これまで四回にわたり議員立法を国会に提出してまいりました。今回、私たちの主張する趣旨が一定程度理解されたことにより、民主、自民、

公明の共同提案による議員立法が提出され、ここに議論に付されるに至つたことについて感謝の意を表しつつ、三点にわたつて意見を申し述べます。

第一に、支援金の使途として住宅本体部分の再建が可能になることは、大きな前進と考えます。平成七年の阪神・淡路大震災以来、住宅の再建を公によりバツクアップする制度が求められてまいりました。

第一に、支援金の使途として住宅本体部分の再建が可能になることは、大きな前進と考えます。

平成七年の阪神・淡路大震災以来、住宅の再建を

公によりバツクアップする制度が求められてまいりました。

しかしながら、私有財産である住宅に公費を投じながら、私有財産である住宅に公費を投入することはできないとの理由から、住宅本体部分についての支援金の適用は見送られたままだつたのです。政府の主張する見解には疑問があり、直接法文に適用できる旨を書き込むことも可能だと私は考えますが、今回の共同提案にて、支援金を、使途を問わない渡し切りの定額制とすること

を、

これが可能となることは、大きな前進であると考

えます。

第二に、使い勝手が極めて悪いとされる本制度の運用が、大幅に改善される見通しです。これまで事細かに限定されてきた支援金の使途制限が一

度事細かに限定されてきた支援金の使途制限が一切撤廃され、煩雑な事務処理の負担も相当程度軽減されることが想定されます。また、支給に係る

年収要件が撤廃されたことにより、災害により収入の道を断たれたにもかかわらず、前年の収入によつて法の適用を受けられないなどといった不合理も解消されることは、大きな評価に値するものであります。

第三に、ことし発生した四つの大きな災害を特定災害として指定することによって、本改正案の効力を実質的にことし初めにまで遡及できること

は、被災者から大変歓迎されております。これらの災害について、今はお多くの被災者が生活再建のめどを立てることができております。改正是法は、現実におられるこれら被災者の方々に、復興への手がかりとして今こそ必要なものであります。遡及によつて立法府の責務を果たせるものと考

えます。

しかししながら、改正案においてなお積み残しの課題が存在しております。すなわち、一、被災世帯のめどを立てることができおりません。改正

法は、現実におられるこれら被災者の方々に、復興への手がかりとして今こそ必要なものであります。遡及によつて立法府の責務を果たせるものと考

えます。

しかしながら、私有財産である住宅に公費を投入することはできないとの理由から、住宅本体部分についての支援金の適用は見送られたままだつたのです。政府の主張する見解には疑問があり、直接法文に適用できる旨を書き込むことも可能だと私は考えますが、今回の共同提案にて、支援金を、使途を問わない渡し切りの定額制とすること

を、

これが可能となることは、大きな前進であると考

えます。

○赤羽委員 公明党の赤羽一嘉でございます。

あの阪神・淡路大震災から間もなく十三年の月

日の経過を迎えようとしております。たつた二十

二秒間の揺れで、六千四百有余名のとうとい命を

奪い、十九万棟の住宅を全壊させるという、まさに悪夢の災害でありました。私は、一人の被災者として、また被災地選出の議員として、国は何もしてくれへんのかという悲痛な被災者の叫びに突き動かされながら、政党的な垣根を越え、また多くの市民とも協調しつつ、実際に三年以上の時間がかかりましたが、史上初めての公的支援の実現という形で制定された法律が、この被災者生活再建支援法でございました。

ただし、残念ながら、当時は私も野党議員という立場であり、その法律の内容は被災地の理想からは遠く、被災者の生活再建の実態にも必ずしも沿つたものではありませんでした。

以来、この被災者生活再建支援法を、被災者にとっても、また被災自治体にとっても、少しでも使い勝手のよい制度に改善することが、議員として再建に資する制度に改善することが、議員としての私の最重要の課題と位置づけてきたところでございます。

本日、ここに、我が公明党案の内容がすべて盛り込まれ、被災者生活再建支援法の内容が劇的に変わる形で改正案が成立の運びとなりますことは、私自身、両肩に重くのしかかつて宿題の重荷をおろすことができるという満足感でいっぱいあります。また、改定案が成立の運びとなりました友党の自由民主党の皆様、そして民主党を中心とする各野党の方々へも、深い御理解と御協力を心から感謝を申し上げる次第でございます。

具体的に、なぜ画期的な法改正であるかということについて申し上げます。

まず、支援金の支給に際し、これまでの使途を限定した実費精算方式から、使途を限定せず、住

宅の再建の仕方に応じての定額渡し切りで支給する方式に改めている点であります。また、被災者

の撤廃や、持ち家・借家の区別などの細かな政令事項をほとんどすべてなくしたことにより、より多くの被災者が簡素な手続で迅速に、そして公平な支給が受けられる制度に生まれ変わることにな

ります。

また、これまで支給対象外となつておりまし

た、全壊で補修による再建を選択した世帯や、住

宅の敷地に被害が生じ、やむなく解体に至った世

帯にも居住関係経費が支給されることになり、被

災実態により沿つた制度になります。

また、被災自治体にとりましても、煩雑な事務

処理の省力化が実現するだけではなく、仮設住宅の建設戸数の減少や避難所開設期間の大規模な短縮なども期待できるところとなります。

今回の改正が、被災者支援という点では百歩前進の大改革であると私は申し上げましたが、この百歩前進の大改革であることは、今回、特定四災害として新制度を適用することになりました能登半島地震、新潟県中越沖地震、台風十一号、十二号の被災者の方々が、まず実感していただけることと強く確信をしているところでございます。

最後に、今回は議員立法という形であります

が、本日の成立に至りますまで、影の立場で粉骨碎身の御尽力をいたいた内閣府防災担当の加藤政策統括官を初めとする内閣府の皆様方、財務省の岡田主査を中心とする主計局の方々、そして衆議院法制局の上妻副部長を初めとする衆参両院の法制局の皆様へ、事務方の具体的な名前を出しての感謝は異例ではあります、その重みを心から感謝申し上げて、私が公明党を代表しての賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○鈴木委員長 次に、高橋千鶴子さん。

○高橋委員 私は、日本共産党を代表し、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に賛成の立場から発言します。

一瞬にして人生を大きく変える災害から暮らしと生業を再建させること、とりわけ個人住宅本体への支援は、阪神・淡路大震災以来の悲願でした。被災地では、十二年たつた現在でも孤独死が後を絶ちません。被災直後の援護資金の返済が今なお精神的な負担となつて生活再建の足かせとなつています。二〇〇〇年鳥取県西部地震、二〇

〇三年宮城県北部連続地震では、県独自で住宅再建に支援金を支給し、被災者の生活再建を後押ししました。こうした被災自治体、全国知事会の要望などが、被災者の運動や国会の取り組みと相まって、二〇〇四年の居住安定支援制度創設へつながりました。

しかし、改正直後から、豪雨、台風や大規模地震、竜巻など、列島はたび重なる災害に襲われ、特に住宅再建支援をめぐり、制度の不備を指摘する声が相次ぎました。そのため、多くの被災自治体が単独で住宅支援に踏み切りました。二度も大地震に見舞われた新潟県のように、被災者の生活を一刻も早く再建することは、地域の維持、再建にとつて不可欠であることも明らかになりました。

日本共産党は、二〇〇四年の野党共同提出を初め被災者とともに繰り返し改正を求めるとともに、今度こそ与野党共同で改正が実現するよう、積極的に発言をしてきました。三党提案の本改正案は、実質的に住宅再建に使えること、年齢・年収要件の撤廃、地盤災害への適用など、被災者の要望を多く反映したものとなり、率直に評価し、歓迎するものであります。

その上で、さらなる見直しを期待するものとして、以下三点を述べます。

第一に、対象世帯の範囲を半壊世帯にまで拡大することです。生業あつての生業であり、個人事業所や個人商店を含めることです。

第二は、支給限度額を引き上げることです。住宅の公共性、地域社会再建への貢献度や、実際に住宅再建に要する経費からいっても、求められています。

第三は、被害認定のあり方の見直しです。大規

模半壊以上と認定されるかどうかで大きく明暗が分かれます。地盤や浸水被害を正確に反映した認定基準とすること、専門家による的確な認定作業とそのための体制の確保は不可欠であります。

今後改正案が施行され、被災者の皆さんに適用

を受ける中で、今回の改正が真に実りあるものであつたかどうかが検証していくことになります

い制度の解説や広報、自治体担当者への援助を政

府に要請します。

本改正案が多くの被災者を励まし、生活再建へ

とつながることを期待するとともに、なお残され

た課題については引き続き検討することを政府と

委員各位に呼びかけまして、発言といたします。

(拍手)

○鈴木委員長 次に、日森文尋君。

○日森委員 私は、被災者生活再建支援法の一

部を改正する法律案について、賛成の立場から一言

を発言をさせていただきます。

最初に、本案をまとめに当たつて、被災者の

願いを真摯に受けとめ、法案成文化に御尽力をい

ただいた委員各位に対して、心から敬意を表した

いたと思います。

このたびの被災者生活再建支援法の一部改正に

当たり、被災者の長年にわたる運動の成果とし

て、住宅本体の建設

購入にも支援が行われるよ

うになった点や、支援金を受け取る際の被災世帯

の世帯主の年齢及び収入に関する要件が廃止され

たことを心から歓迎いたします。

このたびの被災者生活再建支援法の一部改正に

す。その意味で、今後の法案の見直しについては、臨機応変に対応していくことが望まれると思います。

被災した町の復興に当たっては、住む人の生活再建が第一の課題であるというのが被災者生活再建支援法の趣旨だと考えます。しかし、被災者の生活再建とは、住宅を再建するだけで事足りるというものではありません。被災によって発生しがちな雇用問題、高齢者の生活、さらには町のコミュニティーの再建と、被災地の復興は地域トータルの問題として考えなければなりません。

その意味で、寄せ木細工のように各省庁の所管で運用されている多数の支援法を機動的に運用するシステムの構築を、今後視野に入れるべきではないかとも考えております。

以上、申し述べて、社民党としての発言といったします。ありがとうございます。(拍手)

○鈴木委員長 これにて発言は終了いたしました。

○鈴木委員長 本案につきましては、理事会の協議に基づき、質疑及び討論をいすれも省略することといたしておりますので、直ちに採決に入ります。

参考議院提出、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鈴木委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

○鈴木委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、佐田玄一郎君外六名から、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・そぞうどう・無所属の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。村井宗明君。

○村井委員 ただいま議題となりました被災者生

活再建支援法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して御説明させていただきます。

まずもつて、与野党がそれぞれの違いを乗り越えて、本当に被災者のためにこうやって法案を成立させたのはよかったです。内容につきましては、各委員の皆様がよく知つておられると思いますので、案文を朗読することをもちまして説明をさせていただきたいと思います。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

自然災害による被災者がその被害から回復するためには、日常生活の再建とともに、その生活の基盤たる「住まい」の再建を欠かすことはできない。また被災地における住宅再建は、単に個人レベルにおける再建だけではなく、地域社会の迅速な復興のために極めて重要である。かかる見地から、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 支援金の支給限度額については、被災者の住宅再建に対する意欲に十分応え得るよう、今後の実績等を踏まえ、引き続き検討すること。

二 支援金支給等の前提となる住宅の被害認定については、浸水被害及び地震被害の特性にかんがみ、被害の実態に即して適切な運用が確保されるよう検討を加えること。

三 支援金の申請及び支給状況等を勘案し、本法施行後四年を目途として、対象及び負担のあり方を含め、制度の見直しなどの総合的な検討を加えること。

四 被災世帯の認定にあたり、各地域において、格差の生じないように、関係機関において必要な方法を講じること。

鈴木委員長 右決議です。

○鈴木委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし

採決いたします。  
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鈴木委員長 起立総員。よつて、本案に対し附

帯決議を付すことに決しました。

この際、泉防災担当大臣から発言を求められておりますので、これを許します。泉防災担当大臣。

○泉国務大臣 ただいま議決になりました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重してまいりますので、これを許します。泉防災担当大臣。

○鈴木委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○鈴木委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(参議院提出)

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

(平成十年法律第六十六号)

被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「であつて経済的理由等によつて自立して生活を再建することが困難なもの」を削り、

「自立した生活の開始を支援する」を「生活の再建を支援し、もつて住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する」に改める。

第二条第二号中「その居住する住宅が全壊し

た世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定める「被災を受けた世帯であつて次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準するやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至つた世帯

ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(ロ及びハに掲げる世帯を除く)。次条において「大規模半壊世帯」という。)

第三条中「のうち次の各号に掲げるもの」を削り、「自立した生活を開始するために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、当該各号に定める額を超えない額の」を当該世帯主の申請に基づき、「に改め、同条各号を削り、同条に次の四項を加える。

2 被災世帯(被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯(第五項において「単数世帯」という。)を除く。以下この条において同じ。)の世帯主に対する支援金の額は、百万円(大規模半壊世帯にあつては、五十万円)に、当該被災世帯が次の各号に

掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円

三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和三十六年法律第二百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 五十万円

3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。

4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。

5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前三項の規定を準用する。この場合において、第二項及び第三項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「一百五十万円」と、前項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

第五条中「額の算定基準」を「申請期間、支給方法」に改める。

第七条第一号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（支援金の支給に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の被災者生活再建支援法（次条において「新法」という。）第三条第一項の規定は、この法律の公布の日（以下「公布

日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例によ

る。

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約六億円の見込みである。

第三条 前条の規定にかかわらず、平成十九年能登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県中越沖地震による自然災害又は平成十九年台風第十一号及び前線による自然災害、平成十九年台風第十二号による自然災害により被災世帯となつた世帯の世帯主が公布日以後に申請を行つた場合における支援金の支給については、新法第三条第一項の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の被災者生活再建支援法第三条の規定により、当該世帯主に対し、同一の自然災害について既に支援金が支給されているときは、同項の規定に基づき支給される支援金の額は、新法第三条第二項から第五項までの規定による支援金の額から、当該既に支給された支援金の額を減じた額とする。

（内閣府設置法の一部改正）

第四条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第十一号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

理由

被災者の居住の安定の確保による生活の再建の支援等の充実を図るため、被災者生活再建支援金の支給について被災世帯の世帯主の年齢及び収入に係る要件を廃止し、被災者生活再建支援金の額を補修する世帯については二百万円、居住する住宅を賃借する世帯については五十万円を加えた額とする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十九年十一月十四日印刷

平成十九年十一月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A